

## 府議付議事案書

開催・令和7年4月16日

所管部課	選挙管理委員会事務局	部長	矢吹 勇一	
件 名	東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則			
部課機関				
1. 要 旨				
(1) 改正理由				
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類である「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」の創設等が行われることから、東大和市選挙執行規程を一部改正するものである。				
(2) 改正内容				
第10号様式及び第15号様式に記載されている「禁錮」を「拘禁刑」に改める。				
(3) 施行日				
令和7年6月1日から施行する。				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課法規係において、改正案文の審査済み。</li> <li>・令和7年4月10日、令和7年第4回選挙管理委員会で議決</li> <li>・令和7年4月10日、東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程の告示</li> </ul>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
5. 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。